

憲法とキリスト教：第2回 聖書と憲法の共通点

南野, 森
九州大学大学院法学研究院：教授

森島, 豊
青山学院大学：教授

久保, 文彦
上智大学基盤教育センター：講師

<https://hdl.handle.net/2324/7177152>

出版情報：福音宣教. 77 (2), pp.6-8, 2023-02-01. Oriens Institute for Religious
バージョン：
権利関係：

森島 南野先生にそこで教えていただきたいところなのですが、法実証主義の考え方が多数派で、実際にそういう考え方があるというのは事実ですし、またその有効性もあると私は考えています。ある特定の宗教が偏って重んじられるよりは、すべてを相対的に見ながら判断ができる一つの歴史的知恵なのかもしれません。そこで教えていただきたいのは、実定法というのは一定の社会や時代において実効性をもっているものだという考え方についてです。つまり普遍性を求めると自然法や自然権が重視されますが、実定法は一定の社会や時代の中で実効性のある基準として定められたものだという受け止め方があります。この受け止め方について先生はどう思われますか。

南野 実定法が存在するということと、その実定法が実効性をもつかどうかということは、直接関係がないと思います。「現に妥当して、通用している、皆に受け入れられている法が実定法だ」という定義、理解もあります。通常私たちが学生に「実定法とは何か」ということを教える時は、単に国会や内閣で人間が作った法律、命令などのことを実定法と教えます。非常に単純な考え方です。

実際に存在するけれども誰も守っていない交通ルール、あるいは引越したら二週間以内に住民票を移さなければならぬというルールなど、実効性のない法も世の中には多々あります。しかし現に今も有効である、つまり廃止されていない、そういう形式的な議論で実定法と言うわけです。作った人が誰か分からない、たとえば神様によるとか、人間の理性に元来備わっているといったものは、実定法ではなく自然法だと、そういう捉え方だと思います。

完全に正義に反する法

森島 分かりました、ありがとうございます。そうすると実定法で法を考えていくときは、そこにある作られた法を基準にして法学者の方々は解釈をしていくわけですね。

南野 はい、そうです。

森島 この時、私は一つの問題意識、危機意識があります。もしそうだとすると、そこにすでにある憲法なり、法が非常に大事になってきますよね。これが人の尊厳とか人間を守る法ならば素晴らしいことなのですが、例えばの話で、究極的な例ですが、もしこれが人

巻頭特別企画

憲法とキリスト教

第2回 聖書と憲法の共通点



南野 森

みなみの・しげる ●
1970年京都府生まれ。九州大学法学部教授。著書に『憲法主義』、『憲法学の世界』等。本誌に「京・江戸・博多、そして巴里」を連載中。



森島 豊

もりしま・ゆたか ●
1976年神奈川県生まれ。青山学院大学教授・宗教学主任。栄誉賞最優秀賞。『抵抗権と人権の思想史』（教文館、2020年）で青山学院学術賞。



久保文彦

くぼ・ふみひこ ●1965年長野県生まれ。上智大学・基盤教育センター講師。聖書学・キリスト教人間学を専攻。カトリック東京教区信徒。『福音宣教』編集企画委員。

前回、人間の理性に書き込まれた良心や規範が自然的に存在していることを前提とする自然法の考え方と、そういう想定をせずにそれに言及しない法実証主義の立場が示されました。前者はごく少数のカトリック者によって支持され、後者は日本の法学での主流の考えになっていくことが南野氏によって紹介されました。

実定法——単に人間が作った法

南野 なぜ自然法の考え方が主流ではないかという点、結局何が正しいか、自然法の中身は何かということ客観的にはつきつめられないからではないかと、実証主義者の立場からは思います。「私の信仰からすれば、こういう法が正しい」、ということはそれぞれの信仰の立場から言えるでしょうが、それがはたして客観的、あるいは間主観的に言えるのか、ということだと思のです。どうしても人間が作った実定法というものを議論の共通のスタート地点にせざるを得ない、そういう発想になると思います。稲垣良典先生などトミズムの論者であれば「それは無神論的発想だ」とお怒りになるだろうと思いますが、法学というものはそういうものだと思うのです。

を生きさなかつたり、追いつめていったり、人を非人間的な生活にさせるようなことが法になった時に、実定法で考えるならば、法学者はそれに従わざるを得ないのではないかとこの問題が出てきます。このことについては南野先生、どう思われますか。

南野 はい、非常に重要な問題だと思います。現実にはナチズムの時代、それがグロテスクな形で顕在化しました。もともと近代立憲主義の興隆期、すなわち一九世紀後半以降、自然法論の考え方が徐々に下火になっていき、実定法主義、実証主義、また価値相対主義が有力になっていくと、国会、国王が作ったものが法であり、神様とか、心の中の良心とか、そういうことは関係がないという考え方が支配的になるわけですが、しかし、とんでもない悪法が目前に出現するようになると、今度は「悪法も法か」という、まさに森島先生がおっしゃった問題が出てくるわけです。

ナチズムは極悪非道の限りを尽くすのですが、実は法律を使ってそれを行うわけです。国会でいちおう正式の法律を作って、たとえば全権委任法のようなものを作りヒトラーが権力を獲得していく、そういう意味では悪法だが違法でない、と言いましょうか、適法だ

極端な悪法の例を見ると、一〇人中九人までが「これは悪法だ」と言えるでしょうが、現に日本社会にある法を考えた場合、「これを悪法と思うか」と聞いた時に、一〇人中六人が悪法だと言っても、四人は悪法ではないと言うなど、善悪の判断が容易にはつかないことの方がむしろ普通です。それはつまり、国家がナチスほどには悪逆ではなく、それなりに民主主義的で自由主義的になると、誰の目にも明らかな悪法というものとは作られなくなり、あとは価値観の違いになるということです。そうなる自然法論の出番がなくなってくる、そういうことではないかと思えます。

憲法が改正されるかもしれない時に

森島 なるほど。実定法が直面する問題に関して法学者がどのように捉えていらつしゃるかということを確認しました。この点について、もう少し日本の問題に引き寄せてお尋ねしたいと思います。

なぜならば、これから日本において大きなトピックにならざるを得ない問題があるからです。実定法と自然法のどちらが良いところがあるのですが、実定法を重んじる法学者も自然法を重んじなければならぬ、

が完全に悪だ、という事態が現出してしまったわけです。そのとき裁判官は、「こんなふうには法を適用してこの人を死刑にするのはどう考えても正義に反するけれども、現に有効な実定法であるからこの法を適用せざるを得ない」といった事例に直面することになります。しかし、実証主義者にとっては、「きちんと手続きを踏まえて作られた法ならばその内容の良し悪しには関係なく法として認めなければならない」ということとなるため、とんでもない非正義、反正義に対して法律家として何もできない、という悲しい結果になってしまいました。

— そのような強烈な経験を踏まえ、戦後ドイツでは、自然法の復権という思想的な潮流が生まれます。悪法は法ではないのだ、というわけで、正義に反する法が現に作られてしまった時、それには従う義務がない、さらには抵抗する義務さえある、などとする主張が有力に展開されるようになりました。

自然法論の出番がない

南野 しかし日本ではそのようになっていません。そこは非常に難しいところなのですが、ナチズムなどの

自然法論の出番が復活しなければならぬのではないかと思っている節があります。それは何かということ「憲法が改正されるかもしれない」という問題です。もし改正された時に、決められた法に従う実定法の論理だけでいくと、それが良かったのか、それとも戻した方がいいのか、判断が難しくなると思うのです。いったん決められた憲法を元に戻すという時にも、法学者の判断基準が実定法ならば、戻すという方向に向かうことができないのではないかと思うのです。

例えば、憲法九条を考えてみましょう。憲法九条は戦後の日本人が戦争体験の反省から平和を決意した素晴らしいものですが、今、ウクライナにロシアが侵攻したことによって、国民の考え方が揺らいでいるように感じます。「他国から攻撃された時に憲法九条ではどうしようもないじゃないか」と。だから「時代に合わせてそろそろ変えた方がいいのではないか」と考える人だつていらつしゃると思うのです。憲法九条という考え方を支えた世代がいなくなり、そして憲法九条を支えた理念が共有されない時代が始まろうとしています。そのような時代に何が平和を支えるのか、もし改正したらどのようにこの理念を取り戻せるのか。こ

の問題に対して法学者に何ができるのかということを知った時に実定法というのには危ないのではないかと聞いたのが法学者でない立場から見ている私の感想です。南野先生はどう思われますか。

南野 非常によく分かります。自民党の二〇一二年の改憲案を見ても如実にその問題点が出ています。九条も然りですが、個人の尊重ということも消えているのです。「人として尊重される」ということが書いてあって、わざわざ「個人」の「個」を取るということは非常に意味深長だと思います。「人として尊重される」と言われると「動物ではないんだよ」ということで、個人、ペルソナとして尊重されるということをやがと消している。非常に恐ろしいと感じます。

教派の意見の不一致、神々の争い

南野 それはそうなのですが、非常に身もふたもない言い方をしてしまうと、国民がそれをよしとしてしまうのであれば、しかたがない、ということにならざるを得ないと思います。もちろんそれぞれの法学者、市民が発言をするわけで、私ならば「そういう改憲案はダメだ」と反対するでしょうが、最終的に国会の三分

てくださったと思います。すなわち、国民が何をよしとするかということが大事になるということです。

そうするとやはり法や憲法というものも永遠不変のものではなく、論理的にも制度的にも変えられるものでありますから、そこに生きる国民が人間をどのようにとらえ、どのような国にしようとし、どういう人間を人間らしいと考えているかということが非常に大事なことになると思います。

そこで久保先生の問題提起、要するに人間の尊厳という理解にキリスト教が社会の中で貢献できる、あるいは社会の中にもっとキリスト教的な価値観や考え方が広く受容されていくことが必要だったのではないかと、それがなぜされてこなかったのか、という問題提起につながってくと感じた次第です。久保先生、いかがでしょうか。

共通点——戦争に負けたこと

久保 私は一人の日本人として聖書を学ぶ中で、日本国憲法との関わりを意識するようになりました。聖書と日本国憲法は書かれた時代と場所が異なりますが、戦争に敗北した国家の歴史を背景に成立したという共

の二、そして国民投票の過半数がそれをよしとするのであれば、それはそのように決まるという話になります。森島先生がおっしゃるように、そこにキリスト教的な価値観、あるいは自然法的な考え方が一定の力を持つていれば大丈夫かもしれないという、そのような発想はよくわかるのですが、しかしそこで言われる自然法の考え方の具体的な中身は何かということになると、容易には一致できないのではないかと。千差万別とまでは言いませんが。人権の思想の難しいところ、あるいはそれを憲法論に落とし込むのが難しいというのは「具体的にこういう改正案、条文は自然法の立場からして良いか悪いか、キリスト教の価値観から見ても良いか悪いか」ということを誰が、そしてどのように決めるのかという問題です。カトリックとプロテスタントが違う、プロテスタントの何々派と何々派が違う、ということになると、やはり「神々の争い」になってしまう、決着がつかなくなってしまう。

現代日本人が向き合わなくてはならない課題

森島 ありがとうございます。いま、現代日本人が向き合わなければならない課題を、南野先生が言語化した点があります。

聖書の基本は旧約聖書です。カトリック信徒が使う旧約統編付き・新共同訳聖書の頁数は約二四〇〇頁です。そのうち約一五〇〇頁が旧約聖書です。新約聖書は旧約聖書の内容を踏まえて記されたので、旧約聖書が全体の主要部分なのです。旧約聖書は古代のユダヤ教知識人の何世代にもわたる編集作業によって成立したのですが、全体がまとめ上げられていく契機になった事件はイスラエルの滅亡でした。イスラエルの国家体制が敗戦で消滅した後、この歴史的惨事が起きた理由を反省し、イスラエル復興に向けて自分たちはどう生きるべきかというテーマを共同で追求したユダヤ人が旧約聖書を作ったのです。敗戦と国家滅亡はそれ自体としてはつらく苦しい経験です。しかし、その意味を深く考えた人々は、イスラエル復興に必要な生き方の理想を言語化し、旧約聖書をまとめました。

日本国憲法は、二〇世紀の二度の世界大戦、明治期以降の日本が繰り返した戦争、特にアジア・太平洋戦争における日本の敗戦を背景に記されました。その基本原則（国民主権・平和主義・基本的人権の尊重）のいずれもが、戦争を止められずその被害をエスカレートさ

せた人類史に対する反省と、日本を平和国家として復興させる課題と結びついています。戦争で壊れた社会の復興を課題とするという点で、また復興後の新しい社会の土台に人間の尊厳という価値を据えた点で、聖書と日本国憲法には本質的な共通点があります。

一般に聖書は宗教書というイメージが強いためか、その内容はクリスチャンではない日本人の生き方にはあまり関係がないと受け取られがちです。しかし、文書が書かれた時代背景を念頭に置いて読んでみますと、聖書は人間が人間らしく生きるための原理原則を探り、壊れた社会を再建する可能性を追求している書物であることが分かります。

あるべき社会とは何か、そのような社会をつくるにふさわしい人間の生き方とは何かを考える上で、聖書は万人に有用な参考書です。これらの問いをきちんと考え、議論することが大切です。考えて議論する習慣がないと、森島先生がおっしゃったように「他国の攻撃が怖いから自分たちも武装しなければならぬ」という方向に人は流されてしまうと思います。【続く】

二〇二三年一月三日、Zoomにて実施